

## 総 括 調 査 票 （行政経費等に係る府省横断的な調査）

事案名	(16) 健康管理に係る経費			調査対象 予算額	【参考】平成 25 年度（調査対象実績額）：2,504 百万円		
所管	各府省	組織	—	会計	一般会計 各特別会計	調査区分	財務局調査
						取りまとめ財務局	北海道財務局

### ①調査事案の概要

#### 【事案の概要】

- 各府省においては、健康管理体制の確立、健康診断等の実施等により職員の健康の保持増進を図ることとなっている。
- 各府省は、一定の組織区分ごとに、指導区分の決定や健康管理に関する指導等の業務を行わせるため健康管理医を置かなければならない。健康管理医は、医師である職員のうちから指名するか、医師である者に委嘱することとなっている。
- また、各府省は、職員に対して定期的に健康診断を実施しなければならず、一定の組織区分ごとに業者と契約のうえ実施している。健康診断には、一般定期健康診断、特別定期健康診断、臨時健康診断等の種類がある。

### ②調査の視点

1. 外部の医師を健康管理医に委嘱する場合の契約について調査を行い、更なる効率化が図れないか検証する。
2. 健康診断業務について、契約及び執行の実績を把握し、更なる予算の効率化が図れないか、また、適切に予算に反映されているか検証する。

#### 【調査対象】

本府省庁 34 先及び地方支分部局 324 先

### ③調査結果及びその分析

#### 1. 健康管理医について

健康管理医の委嘱内容については、①指導区分の決定（又は変更）及び健康相談を委嘱しているものが約 7 割、②指導区分の決定（又は変更）を委嘱しているものが約 2 割であった。健康管理医の年間勤務日数については、12 日以内が全体の約 7 割であり、月 1 回程度の勤務が大半を占めていた。年間支給額については、約 8 割が 50 万円未満となっていた。

健康相談の実施状況については、健康相談を委嘱されている健康管理医ごとの 1 日あたりの実施件数は平均 6.5 件であり、その分布は【表 1】のとおり、1 日あたり実施件数が 5 件以下の健康管理医が半数を占めており、実施件数が 1 件以下の健康管理医も約 2 割（141 名）あった。

健康管理医の契約形態は、時給、日額、月額等と様々であるが、時給で契約を行っている者（337 人）及び月額で契約を行っている者（352 人）のそれぞれの分布は【表 2】のとおりとなっており、同じ契約形態の中においても契約金額に大きな乖離がみられた。

また、月額で契約を行いながら、年間で数時間しか勤務実績がないといった状況があったことから、実質的な単価を把握するため年間の支給額を実質の勤務時間で割り戻すと、1 時間あたりの単価が 10 万円以上となる事例が 28 件もみられた。

（参考）

指導区分の決定：健康診断又は面接指導の結果、健康に異常等を認めた職員に対し、健康管理医から指導区分（「生活規正の面（A～D の 4 段階）」及び「医療の面（1～3 の 3 段階）」の決定又は変更を行う。

【表 1】健康相談実施件数

1日あたりの件数	人数	割合
0～1	141	21.7%
2～5	197	30.3%
6～10	113	17.4%
11～20	105	16.2%
21～30	53	8.2%
31～	41	6.3%
合計	650	100.0%

【表 2】契約形態別の契約金額の分布

		契約金額	人数	割合
時給	1,500円未満	3	0.9%	
	1,500円以上	27	8.0%	
	3,000円以上	102	30.3%	
	5,000円以上	160	47.5%	
	1万円以上	42	12.5%	
	2万円以上	3	0.9%	
合計		337	100.0%	
月額	1万円未満	35	9.9%	
	1万円以上	103	29.3%	
	2万円以上	76	21.6%	
	3万円以上	71	20.2%	
	5万円以上	24	6.8%	
	10万円以上	43	12.2%	
合計		352	100.0%	

# 総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

事案名 (16) 健康管理に係る経費

## ③調査結果及びその分析

### 2. 健康診断業務について

#### (1) 健康診断の契約状況

健康診断業務の契約を行っている 346 官署の状況を確認したところ、契約総件数 3,988 件のうち随意契約が大半（3,467 件（86.9%））であり、そのうち予定価格が 100 万円を超える契約が 167 件あったほか、競争参加資格以外の条件を付している契約がみられた。

各官署における共同調達の取組状況については、既に実施している官署が 54 官署（15.6%）あったものの、検討を行っていない官署が 267 官署（77.2%）に上った。なお、共同調達を開始した官署（平成 24 年度以降分）について、実施年度前後の健康診断経費の支出額を比較したところ、実施後の支出額に 10%程度の減少がみられた。

#### (2) 予算執行状況

平成 25 年度の健康診断経費（国費ベース）の執行状況について調査したところ、健康診断の種類により執行率に大きな差があり、特に特別定期健康診断及び非常勤職員の健康診断について、予算との大幅な乖離がみられた。これは、健康診断の受診者数が対象者数より下回っていること、健康診断の契約実績単価が当初見込みを下回ったこと等によるものと認められた。

なお、執行率が 98.5%であった一般定期健康診断についても、府省庁別で確認を行ったところ、執行率は 46.8%～145.8%と府省庁によって予算との大幅な乖離がみられた。

【表 3】健康診断の契約状況 (単位：件)

種 類	一般競争	指名競争	随意契約	予定価格が100万円を超える契約	合計
一般定期健康診断	330	2	1,080	20	1,412
臨時の健康診断	72	2	888	5	962
総合的な健康診断	5	0	798	140	803
特別定期健康診断	39	0	404	0	443
その他	71	0	297	2	368
合計	517	4	3,467	167	3,988

【表 4】共同調達導入後の状況 (単位：千円)

共同調達開始年度	共同調達開始前年度支出額 (A)	共同調達開始年度支出額 (B)	増減額 (B-A)	増減率
平成24年度	11,319	10,101	▲ 1,218	▲10.8%
平成25年度	4,178	3,762	▲ 417	▲10.0%
平成26年度	733	670	▲ 63	▲8.6%

【表 5】予算の執行状況 (単位：百万円)

	予算額	実績額	予算額-実績額	執行率
一般定期健康診断	1,111	1,094	17	98.5%
臨時の健康診断	347	246	102	70.8%
特別定期健康診断	187	78	109	41.9%
非常勤職員の健康診断	206	105	101	50.9%
その他	651	607	44	93.3%
合計	2,502	2,129	372	85.1%

(参考)

一般定期健康診断：全職員を対象に、少なくとも年 1 回行われる健康診断  
 臨時の健康診断：必要と認められる場合に臨時に行われる健康診断  
 特別定期健康診断：特定有害業務等に従事している職員等に行われる健康診断

### ④今後の改善点・検討の方向性

1. 健康管理医の委嘱については、勤務実態に即した契約となるよう、契約内容を見直し、経費の削減を図るべき。特に、年間で数時間程度の勤務実績にもかかわらず、月額等で契約を行っている場合は、実質的な勤務時間を勘案した適切な契約となるよう見直すべき。

2. 健康診断業務の調達については、予定価格 100 万円を超える随意契約や競争参加資格以外の条件を付している契約について競争性を高めるとともに、共同調達の実施も検討するなど、経費の削減を図るべき。また、健康診断業務の予算については、予算執行状況を踏まえ、適切に予算に反映すべき。